

令和3年12月23日

様

環境省大臣官房総務課
情報公開閲覧室

行政文書開示決定等の期限延長について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年12月6日付け行政文書開示請求につきまして、別添の通り開示決定等の期限の延長通知をお送りいたします。

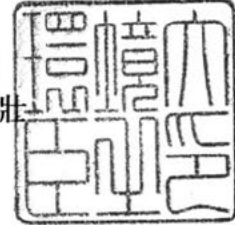
なお、期限延長となりましても1日でも早く開示決定が行われるよう努力して参りますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室
担当 中川、山田
電話 03(3581)3351 内7179

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

環境大臣
山口 壯



令和3年12月6日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

本開示請求書の受付日において、最新の『環境省法令事務必携』の本文

2 延長後の期間

開示請求のあった日から60日間（令和4年2月7日）
（令和4年2月6日は行政機関の休日にあたるため、民法第142条の規定より2月7日が期限となります。）

3 延長の理由

法第10条第1項の期間内に開示決定等を行うことが事務処理上困難なため。

*担当課等

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
大臣官房総務課法令係
TEL：03-3581-3351 内線6156